

# 税務のポイント

1 全5回シリーズ

(隔月)

## 個人事業を行う父から子への事業承継する際の留意点

まさに今、多くの中小企業經營者が抱える問題の一つに事業承継があります。法人だけでなく、個人事業者も例外ではありません。後継者難といわれますが、後継者がいないのではなく、引き継ぐべき会社や事業所に魅力を感じないからだといわれています。ぜひ、引き継ぎたくなるような魅力ある事業にしたいのですね。

ここで、個人事業主の父から子供に事業承継する場合のいくつかの税務上の留意点をお伝えいたします。

事業承継により、事業主が父から子供に変更になつた場合には、その事業による所得の帰属となるため、今後は、その事業所得について子供が自分自身の所得として所得税の確定申告を行ふこととなります。

「その方法は……」

- ① 事業用資産のうち、不動産以外の資産（事業用預貯金・商品・売掛金・備品・車両等）
- ② 事業用債務（買掛金・未払金・預り金・運転資金として借り入れた借入金等）
- ③ 右記①及び②を無償で引き継ぐものとし、この①と②の差額が110万円（贈与税の基礎控除分）以下であれば、贈与税は課税されないで、承継されることとなる。

事業承継により、事業主が父から子供に変更になつた場合には、その事業による所得の帰属となるため、今後は、その事業所得について子供が自分自身の所得として所得税の確定申告を行ふこととなります。

そのため、事業用不動産は、旧事業主（父）の所有のままとし、事業承継者（子）と旧事業主との間で“使用貸借（地代家賃のやり取りはしない）”とする方法がベターと思われます。

用不動産については、将来相続等で承継することが可能となります。

「承継の時期は……」

れば、贈与税課税を回避できる。

減価償却費を子供の事業の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるからです。また、父が支払っているそ

日において決算を行なう必要があります。

また、今回のように、無償で財産債務の引き継ぎを行う場合には、贈与契約書を作成してお

くことが必要と思われます。

仮に、父に地代家賃等を毎月支払った場合には、その金額は子供の事業所得の計算上、必要経費に算入できないとともに、

父が受け取った地代家賃もなかつたものとみなされます。

これは、恣意的に所得の分散が行われやすい親族間の対価の授受について、「実質的所得者課税の原則」を補完させるため設けられた制度であり、いわば、個人単位課税の原則に対する例外として、世帯単位課税を行なうとするものです。

同様に、生計を一にする親族が所有する車両・機械装置・備品等についても同様で、これを事業の用に供していれば、当然その減価償却費・自動車税・修繕費も同様となります。

なお、引き継ぎをしない事業

事業承継の場合、所定の届出を稅務官公署に行なう必要があります。旧事業主……廃業届、給与支払事務所の廃止届、青色申告の取り止めの届出書などを新事業主……開業届、青色申告承認申請書、給与支払事務所の開設届、青色専従者の給与に関する届出書など

「各種届出は……」

